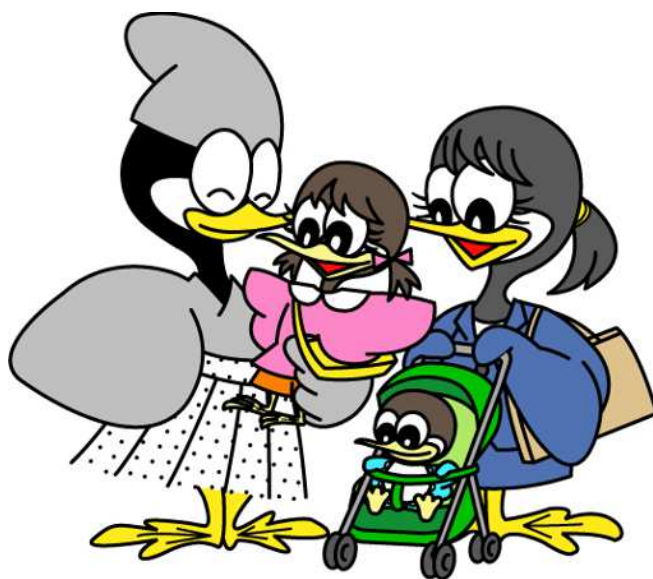


せいかつ ほ ごと 生活保護のてびき



この「てびき」は、生活保護の制度について説明したものです。

わからないことや相談がある方は担当員までお声かけいただくか

でんわ だいひょうばんごう 電話（代表番号：058-265-4141）でお問い合わせもできます。

ひつよう み 必要なときに見ることができるよう、大切に保管してください。

ぎ ふ し ふくしじむしょ せいかつふくしいっか に か さんか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課・三課

れいわ ねん がつついたち はっこう
令和8年4月1日 発行

目 次

せいかつ ほ ご もくてき 生活保護の目的	1
ほ ご しんせい けってい なが 保護の申請から決定までの流れ	2
ほ ご しゅるい 保護の種類について	8
ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法	11
せいかつ ほ ご う かた けんり 生活保護を受けている方の権利	12
ふふくもうした 不服申立てについて	13
せいかつ ほ ご う かた ぎ む 生活保護を受けている方の義務	14
とどけで しんこく ひつよう 届出（申告）が必要なもの	16
せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう しやつきん 生活保護受給中は借金をしないでください	20
ほ ご ひ かえ 保護費を返さなければならないとき	21
いりょうき かん じゅしん 医療機関を受診するときは	23
たんとういん 担当員（ケースワーカー）とは	25
みんせいいいん じどういいん 民生委員（児童委員）とは	25

生活保護の目的

わたし びょうき はたら かりべつ しべつ しゅうにゅう
私 たちは、病気やけがで働けなくなったり、離別や死別で収入
がなくなったり、とし と しゅうにゅう すく
年を取り収入が少なくなったりなど、いろいろな
じじょう せいかつ こま
事情で生活に困ることがあります。

せいかつ ほ ご せいど しさん のうりよく せいど
生活保護制度は、このようなとき、資産や能力、さまざまな制度を
かつよう せいかつ な た せたい たい くに いってい きじゅん
活用してもなお生活が成り立たない世帯に対して、国が一定の基準に
したが ひつよう ほ ご おこな さいていげんど せいかつ ほしょう
従って必要な保護を行うことで最低限度の生活を保障するとともに、
じりつ せいかつ おく しえん もくてき
自立した生活が送れるよう支援することを目的としています。



ほご しんせい けつてい なが 保護の申請から決定までの流れ

相 談

せいかつ こま けいい
生活に困った経緯（いきさつ）や世帯の状況について
そうだんいん き
て相談員がお聞きします。

せいかつ ほ ご せいど せつめい
生活保護制度について説明させていただくとともに、
ほか せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。

でんわ そうだん
電話で相談もできます。

申 請

しんせい ほんにん ふようぎむしゃ おや こ きょうだいしまい
申請は本人だけでなく、扶養義務者（親・子・兄弟姉妹
とう また せいねんこうけんにん
等）又は成年後見人もできます。

しんせい しょうてい しょうい きにゅう
申請にあたり所定の書類に記入していただきます。

調 査

ふくしじむしょ せいかつふくしikka に か さんか しょういん
福祉事務所（生活福祉一課・二課・三課）の職員が
あなたのご家庭などを訪問し、保護が必要な状態である
かを調査します。世帯の方全員の協力をお願いしま
す。

しょうくれき せいかつれき きょじゅう じつたい せいかつ しゅうにゅう
職歴などの生活歴や居住の実態、生活や収入、
しさん けんこうじょうたい ちょうさ
資産のほか、健康状態なども調査します。

ほか せいど かつよう ばあい ゆうせん あんない
他の制度が活用できる場合は優先してご案内します。

でんわ そうだん
電話で相談もできます。

決 定

しんせい ひ げんそく か とくべつ じじょう
申請があった日から原則14日（特別な事情がある
ばあい 30日）以内に保護が受けられるかを決定し、
しょうめん し きゃっか ほ ご う
書面でお知らせします。却下（保護が受けられない）の
ばあい せいど ほ ご そうだん
場合であっても、生活保護の相談はいつでもできます。

1. 相談（生活に不安を感じたとき）



生活に困ったり、生活保護のことを
お聞きになりたい方は、生活福祉一課・
二課・三課にご相談ください。
相談時には、生活や資産の状況、
親族との交流状況などを確認させて
いただきます。

プライベートな部分もあるため、お
話はできる範囲で構いません。気軽に
ご相談ください。

相談の中で、生活保護制度について詳
しく説明を聞き、生活保護の利用が必要
な場合には申請してください。

2. 申請（意思があればどなたでもできます）



生活保護の利用には、本人の意思で
申請することが必要です。申請書類に
必要事項を記入して生活福祉一課・
二課・三課まで提出してください。

申請に伴い、調査に必要な書類や
資産状況を確認できる資料などを求
めることがあります。

何らかの事情で本人が申請できない
ときは、親族などが代理で申請すること
もできます。



明らかに急迫した状況にあるときは、福祉事務所の判断で生活保護を開始する場合があります。

外国人の方は、適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない、永住、定住などの在留資格を有する人に限られます。外国人の方は、原則、住民登録をしている居住地で保護の申請を行います。

また、申請者等が暴力団員であることが判明した場合には、原則として、既に申請している場合は申請を却下し、相談等の段階である場合は、暴力団を離脱しない限り申請しても却下となります。

3. 調査



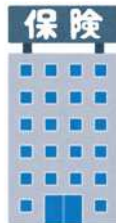
生活保護を申請されると、ご自宅への訪問、官公署・金融機関・親族等の照会により、保護の要否や程度を判定するために必要な調査を行います。

調査を拒否したり、虚偽の申し立てをすると保護を受けられないことがありますので、調査へのご協力をお願いします。

＜調査の内容と生活保護制度について＞

（１）生活保護と資産の関係

現金、預貯金、生命保険、土地家屋、自動車、貴金属など、資産の保有状況を調査します。預貯金、生命保険については、金融機関（銀行、郵便局など）や生命保険会社などに資産調査も行います。



売却などが可能な資産がある場合には、処分して生活費に充てていただくこともあります。ただし、居住用の不動産は原則として保有が認められます。自動車やオートバイの保有が認められる場合もありますので、ご相談ください。



【保有が認められない資産の例】

- ・活用していない宅地、田畑や山林
- ・活用している宅地、家屋、田畑や山林で処分価値が利用価値に比べて著しく高いもの



(2) 能力の活用

働ける能力がある方は、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や障がい、その他の理由で働けない方は、その問題解決を優先します。

求職活動（仕事を探すこと）を行うにあたり、就労支援や職業訓練などの支援も行っています。



(3) 親族からの援助について

親、子ども、兄弟姉妹などの民法上の扶養義務のある方から援助を受けられる場合は、援助を受けてください。

なお、親族からの扶養は可能な範囲での援助をいうものであり、援助可能な親族がいることで生活保護の申請ができないというものではありません。

福祉事務所から民法上の扶養義務がある親族に対して、援助が可能かどうかを照会することがあります。

D V（家庭内暴力）や虐待など特別な事情がある場合は、照会を行わないこともあるため、事前にご相談ください。

(4) 他の制度の利用

生活保護以外にも、年金、各種手当、医療助成、社会保障など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、優先して活用していただきます。

4. 決 定

(1) 決 定



さまざまな調査を行った後、保護の利用ができるかどうかを決定します。

国が定めた保護基準によって計算したあなたの世帯に必要な「最低生活費」とあなたの世帯のすべての「収入」を比べ、最低限度の生活を送るために足りない分が支給されます。「収入」が「最低生活費」を超える場合は、生活保護を利用できません。

(生活保護費の支給額の例)



(2) 結果通知

保護が受けられる場合には、保護開始決定通知書をお渡しします。
保護が受けられない場合には、理由を記載した保護却下決定通知書をお渡しします。

保護が受けられるかは、申請した日から14日以内（特別な事情で調査に時間を要する場合には、最長で30日以内）に通知します。
福祉事務所の決定に不服があるときは、不服の申立てができます。

(P.13「不服申立てについて」を参照)

ほご しゅるい 保護の種類について

せいかつ ほご つぎ しゅるい ふじょ じょうきょう おう ひつよう ふじょ
生活保護には次の8種類の扶助があり、状況に応じて必要な扶助
を受けることができます。

1. せいかつ ふじょ 生活扶助

いしょく こうねつすいひ にちじょうせいかつ ひつよう ひよう
衣食や光熱水費などの日常生活に必要な費用
こじん ねんれい せたい にんずう さんてい
個人の年齢や世帯の人数などで算定します。



2. じゅうたく ふじょ 住宅扶助

やちん ちだい じゅうたく ほしゅう ひよう
家賃・地代や住宅の補修などの費用



3. きょういく ふじょ 教育扶助

こ ぎ む きょういく う ひつよう がくようひん きゅうしょくひ
子どもが義務教育を受けるために必要な学用品や給食費
などの費用



4. 医療扶助

病気やけがの治療のため病院などにかかる費用

医療費は現物給付のため、原則、自己負担金は発生しません。

治療材料や通院や転院のための交通(移送)費、施術など、要件にあてはまれば支給を受けられるものもあります。



5. 介護扶助

介護サービスを受ける場合に必要な費用



6. 出産扶助

出産の費用



7. 生業扶助

高校就学や技能修得及び就労のために必要とする費用など



8. ^{そうさいふじょ}葬祭扶助
^{そうさい ひよう}葬祭の費用



^たその他、^{こくみんねんきんほけんりょう}国民年金保険料や^{えぬえいちけーほうそうじゆしんりょう}N H K放送受信料、^し市・^{けんみんぜい}県民税や
^{にようしよりてすうりょう}し尿処理手数料などの^{げんがく}減額や^{めんじょ}免除を^う受けられることがあります。
^{しんせい}申請が^{ひつよう}必要なものもありますので、^{そうだん}ご相談ください。

ほ ご ひ しきゅうほうほう 保護費の支給方法

1. 毎月まいつきの保護費ほ ご ひ げんそくは、原則まいつきついたち ついたち どにちとして毎月1日（1日が土日しゅくさいじつや祝祭日しゅくさいじつの場合はその直前ばあいの平日ちよくぜん）に指定へいじつの金融機関してい きんゆうきかんに振り込まれます。
2. 臨時りんじで必要ひつようとなる一時的な保護費いちじてき ほ ご ひは、翌月分よくげつぶんの保護費ほ ご ひに合わせあて支給しきゅうされるか、原則げんそくとして毎月5日、15日、25日（土日しゅくさいじつや祝祭日しゅくさいじつの場合はその直前ばあいの平日ちよくぜん）に臨時的に支給しきゅうされます。
3. 生活保護せいかつ ほ ごは、その全部ぜんぶを金銭きんせんで支給しきゅうするものではありません。
医療扶助いりようふじょなど福祉事務所ふくしじむしょがあなたに代わり直接か関係先ちよくせつかんけいさきに支払うしはらもの（現物給付げんぶつきゅうふ）もあります。
4. 住宅扶助費じゅうたくふじょひを受給じゅきゅうする世帯せたいには、福祉事務所ふくしじむしょから直接ちよくせつやめし家主などやちんに家賃きょうえきひ（共益費ふくを含む）や地代相当額ちだいそうとうがくを支払うしはら「代理納付だいのりのうふ」という制度せいどがあります。毎月入金まいつきにゆうきんする負担ふたんを軽減けいげんできるほか、未払いみばら防止ぼうしや現金げんきんを扱うあつか必要ひつようがなくなるなどのメリットがありますので、ご相談そうだんください。



生活保護を受けている方の権利

1. 条件を満たせば、すべての方が平等に、世帯の生活の必要に応じた扶助を受けることができます。
2. 正当な理由なく、保護費が削減されたり、生活保護の利用ができなくなることはありません。
3. 受け取る保護費や保護の物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

<参考>生活保護法

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることがない。

(公課禁止)

第57条 被保護者は、保護金品及び進学・就職準備給付金を標準として租税その他の公課を課せられることがない。

(差押禁止)

第58条 被保護者は、既に給与を受けた保護金品及び進学・就職準備給付金又はこれらを受ける権利を差し押さえられることがない。

(譲渡禁止)

第59条 保護又は就労自立給付金若しくは進学・就職準備給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

ふふくもうした 不服申立てについて

生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせしますが、決定の内容に不服があるときは、決定のあったことを知った日の翌日から起算して、3か月以内に岐阜県知事に対して審査請求を行うことができます。

ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

なお、外国人の方は審査請求を行うことができません。

＜参考＞生活保護法 (審査庁)

第64条 第19条第4項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分並びに第55条の4第2項(第55条の5第2項において準用する場合を含む。第66条第1項において同じ。)の規定により市町村長が就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してするものとする。

生活保護を受けている方の義務

1. 生活向上に向けた努力をする

(1) 働ける能力のある方

働ける方はその能力に応じて働いて収入を得ることができるよう努めてください。(能力があっても働かない方や働いていてもその能力に比べ収入が低い方に指導・指示を行い、守らない場合は保護を変更、停止又は廃止することがあります。)

働いて得た収入は、毎月指定日までに給与明細と一緒に収入申告書を提出してください。(収入申告書を提出しない、又は過少に申告された場合は、保護費を返還していただきます。)



(P.17「2. 収入を届け出る」、P.21「保護費を返さなければならぬとき」を参照)

(2) 病気などで治療が必要な方

病気やけがで治療が必要な方は、医療機関を受診し、医師の指示に従って治療を行ってください。(病気やけがの程度に応じ就労が必要です。) 医師から働けないと言われている方は、治療に専念してください。



せいかつめん
(3) 生活面では

せいかつ ほ ご ひ げんそく つき かいとうげつぶん こうぎふりこみ しきゅう
生活保護費は、原則、月1回当月分を口座振込で支給します。
せいかつ ひ けいかくてき しょう つき とちゅう つか き
生活費に計画的に使用して、月の途中で使い切るこないよう、
かけいぼ ひ び ししゅつ みなお じしん
家計簿をつけたり、日々の支出を見直すなど、ご自身で、できる
かぎ きんせんかんり おこな せいかつ い じ こうじょう つと
限りの金銭管理を行い、生活の維持向上に努めてください。



ほ ご ひ しきゅうもくてき つか
2. 保護費を支給目的のために使う

じゅうたく やちん ちだい きゅうしょくひ きょうざいひ がくのうきん
住宅の家賃(地代)、給食費や教材費などの学納金は、それぞれ
もくてき しきゅう たいのう
の目的のために支給されますので、滞納をしないでください。



たんとういん しどう し じ まも
3. 担当員(ケースワーカー)の指導や指示は守ってください

たんとういん せいかつ ほ ご もくてき たっせい ひつよう
担当員(ケースワーカー)から生活保護の目的の達成に必要な
しどう し じ まも
指導や指示をすることがありますので、これを守ってください。

とどけで しんこく ひつよう 届出（申告）が必要なもの

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう せいかつじょうきょう へんか ほ ご ひ
生活保護の受給中は、生活状況に変化があったときは、保護費
を調整する必要があるため、届出（申告）が必要です。

ひつよう とどけで じじつ こと とどけで ばあい ほんらい
必要な届出をしなかったり、事実と異なる届出をした場合は、本来
受給（受け取る）できる保護費が受給できなかったり、受給済みの
保護費を返還しなければならなくなることがあります。

（P.21「保護費を返さなければならぬとき」を参照）

せたいじょうきょう へんか とど で 1. 世帯状況の変化を届け出る

- ・ じゅうしょ か てんきよ ばあい じぜん そうだん
住所が変わるとき（転居する場合は事前に相談をしてください）
- ・ かぞく へんか しゅっしょう しぼう てんにゆうてんしゅつ にゅうたいがく
家族に変化があったとき（出生・死亡・転入転出・入退学・
きゅうがく そつぎょう にゅうたいいん じ こ けっこん
休学・卒業・入退院・事故・結婚など）
- ・ しゅうしょく てんしよくまた たいしよく
就職や転職又は退職をしたとき
- ・ けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ
健康保険の資格を取得・喪失したとき
- ・ きせい いえ ちようきかん る す
帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ いえ こわ しゅうり ひつよう
家が壊れて修理が必要なとき
- ・ やちん ちだい へんこう
家賃、地代が変更されたとき
- ・ いりようきかん じゅしん
医療機関を受診するとき

（P.23「医療機関を受診するときは」を参照）

- ・ た せいかつじょうきょう おお へんか
その他生活状況に大きな変化があったとき

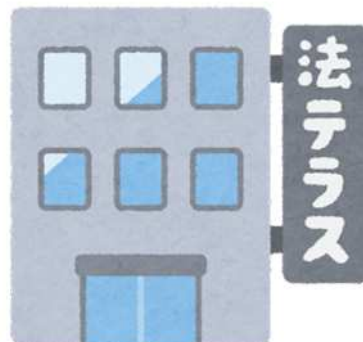


しゅうにゆう とど で
2. 収 入 を届け出る

- ・ 毎月まいつきの給与きゅうよなどの定期的な収 入ていきてき しゅうにゆう、賞与しょうよなどの臨時収 入りんじしゅうにゆう
- ・ 高校生こうこうせいなど未成年みせいねんの子このアルバイト収 入しゅうにゆう
- ・ 年金ねんきんや公的手当こうてきてあてなどの収 入しゅうにゆう
- ・ 生命保険せいめいほけんの入 院給付金にゅういんきゅうふきんや解約返戻金かいやくへんれいきんの収 入しゅうにゆう
- ・ 交通事故こうつうじこの慰謝料いしやりょう、補償金ほしょうきんなどの収 入しゅうにゆう
- ・ 債務整理さいむせいりによる過払金かばらいきん収 入しゅうにゆう
- ・ 不動産ふどうさんなどの資産しさんの売却収 入ばいきやくしゅうにゆう
- ・ 相続そうぞく、養育費よういくひ、親族しんぞくからの仕送りしおくや援助えんじょなどの収 入しゅうにゆう



じょうき いちぶ れい じっさい しゅうにゆう しんこく ひつよう
※上記は一部の例であり、実際はあらゆる収 入 の申告が必要です。



しゅうにゅうしんこく < 収 入 申 告 >

しゅうにゅうしんこく てきせい おこな つぎ こうじょ しゅうにゅう にんてい
収 入 申告を適正に行 うと、次のような控除や収 入 として認定
しない取 扱いができることがあります。

こうじょ しゅうにゅう にんてい きんがく じょがい
控除とは、収 入 として認定される金額から除外することです。

こうじょ ぶん ほ ご ひ げんがく かね のこ
控除された分は、保護費が減額にならないため、お金が残ること
になります。

しゅうにゅう たい こうじょ れい < 収 入 に対する控除の例 >

しゅうろうしゅうにゅう たい こうじょ ○就 労 収 入 に対する控除	
き そ こうじょ 基礎控除	きゅうよそうがく おう いちぶ こうじょ 給与総額に応じて一部が控除されます
さいみ まんこうじょ 20歳未満控除	さいみ まん かた しゅうろう ばあい き そ こうじょ 20歳未満の方が 就 労した場合、基礎控除 のほか一定の金額が控除されます
た ひつようけいひ その他必要経費	しゃかいほけんりょう しょとくぜい つうきんこうつうひ ひつよう 社会保険料、所得税、通勤交通費などの必要 けいひ こうじょ 経費が控除されます
こうこうせい しゅうにゅう ○高校生のアルバイト 収 入	
こうこうせい しゅうにゅう じゅぎょうりょう ふそくぶん しゅうがく 高校生のアルバイト 収 入 のうち、授 業 料 の不足分や修 学 りょこうひ がくしゅうじゅくだい だいがく せんもんがっこう にゅうがくきん そうきじりつ 旅行費、学 習 塾 代、大学・専門学校の入 学 金など <u>早期自立に</u> あ みと しゅうにゅう にんてい とりあつか <u>充てられると認められたものは、収 入 として認定しない取 扱</u> いとなります。申請が必要ですので、担当員にご相談ください。	

た じりつこうせい あ みと
その他、自立更生のために充てられると認められるものについて
しゅうにゅう にんてい とりあつか ばあい
も、収 入 として認定しない取 扱いができる場合がありますので、
しんこく そうだん
申告するときにご相談ください。

3. 資産を届け出る

資産の増減や利用状況の変化があった場合は、届出が必要です。

資産の状況に変化がない場合でも、1年に1回は世帯全員の方が資産の保有状況を申告していただく必要があります。

<資産の例>

- ・土地や家などの不動産

(居住用不動産は原則、保有可。遊休(活用されずに放置されている)資産については原則、保有不可)

- ・生命保険や損害保険などの各種保険(個別事情による)

- ・自動車やオートバイ(個別事情による)

- ・高価な貴金属・証券・債券・株券など(原則、保有不可)



せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう しゃっきん

生活保護受給中は借金をしないでください

まいつき せいかつ さいていせいかつひ はんいない おこな つと しゃっきん
毎月の生活は、最低生活費の範囲内で行うように努め、借金をし
ないでください。

きんゆうきかん しんぞく ちじん しゃっきん ぜんがく しゅうにゅう
金融機関や親族・知人などから借金をすると、全額を収入として
にんてい しかゆう ほ ご ひ げんがく きんがく ほ ご
認定されます。支給される保護費が減額になり、金額によっては保護
ていしまた はいし へんさい おこな
が停止又は廃止になることがあります。また、返済を行うことで、さ
らに生活が苦しくなります。

せいかつ ほ ご ひ しゃっきん へんさい げんそく みと
生活保護費から借金を返済することは、原則、認められていません
しょうがくきん いちぶ かしつけきん れいがい じぜん たんとういん
が、奨学金など一部の貸付金に例外がありますので、事前に担当員ま
そうだん
で相談してください。



ほごひかえ 保護費を返さなければならないとき

1. ふせい しゅだん ほご う ふせいじゅきゅう 不正な手段により保護を受けたとき（不正受給）



ひつよう とどけで
必要な届出をわざとしなかったり、
しゅうにゅう いつわ しんこく
収入を偽って申告したりするなど、
ふせい しゅだん ほご ひ う と
不正な手段により保護費を受け取ると
「ふせいじゅきゅう」となり、ふせい う
不正に受けた
ほご ひ へんかん
保護費を返還していただきます。



ただ しんこく ばあい う
また、正しく申告していた場合に受け
られたこうじょ う
控除なども受けられなくなります。

あくしつ はんだん ばあい けいじこくはつ
悪質と判断された場合は、刑事告発な
どをおこな ばあい
どを行う場合があります。

2. しりょく ほご う 資力がありながら保護を受けたとき



きゅうはく じじょう しりょく
急迫した事情などで資力があるにも
かかわらずせいかつ ほご う ばあい さき
生活保護を受けた場合、先に
しきゅう ほご ひ あと へんかん
支給した保護費を後から返還していただきます。

（例）

- しんせい じ ほゆう しさん ばいきやく
・申請時に保有していた資産の売却
- ねんきん う と
・年金をさかのぼって受け取ったとき
- こうつう じ こ いしやりよう う と
・交通事故の慰謝料を受け取ったとき

さんこう せいかつほごほう
<参考>生活保護法

ひようへんかんぎむ
(費用返還義務)

だい じょう ひほごしゃ きゅうはく ばあいとう しりよく
第63条 被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもか
かわらず、ほご う 保護を受けたときは、ほご よう ひよう しぺん と
どうふけんまた しちようそん たい
道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に
そうとう きんがく はんい ない ほご じっしきかん さだ がく へんかん
相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還
しなければならない。

ひようとう ちょうしゅう
(費用等の徴収)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほご う また た
第78条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他
にん う もの ほご ひ しぺん と どうふけん
人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県
また しちようそん ちょう ひよう がく ぜんぶまた いちぶ もの
又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から
ちょうしゅう ちょうしゅう がく ぶん じょう え
徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得
た額以下の金額を徴収することができる。

2～4 (りやく 略)

ばっそく
(罰則)

だい じょう ふじつ しんせい たふせい しゅだん ほご う また
第85条 不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は
たにん う もの ねん い か こうきんけいまた まんえん
他人をして受けさせた者は、3年以下の拘禁刑又は100万円
い か ばっきん しょ けいほう めいじ ねんほうりつだい ごう
以下の罰金に処する。ただし、刑法(明治40年法律第45号)に
せいじょう けいほう
正条があるときは、刑法による。

2 いつわ たふせい しゅだん しゅうろうじりつきゅうふきん も しんがく
偽りその他不正な手段により就労自立給付金若しくは進学・
しゅうしよくじゅん び きゅうふきん しきゅう う また たにん う もの
就職準備給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者は、
ねん い か こうきんけいまた まんえん い か ばっきん しょ
3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。ただし、
けいほう めいじ ねんほうりつだい ごう せいじょう けいほう
刑法(明治40年法律第45号)に正条があるときは、刑法によ
る。

医療機関を受診するときは

1. 初めて受診するとき

- (1) 生活福祉一課・二課・三課の窓口で「医療機関を受診したい」と申し出てください。
 - (2) 窓口で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状などを「傷病届」に記入していただきます。
 - (3) その場で「医療券」をお渡しします。
 - (4) 「医療券」を医療機関の窓口に出して、受診してください。
- 社会保険の資格がある方は、医療機関の窓口と一緒に保険証を出してください。

※この手続きを行わないと医療機関から診察料や薬代などを請求されますので、必ず(1)から(4)の手続きを行ってください。

上記の手続きが困難な場合は、電話で住所、氏名、受診したい医療機関の名称、受診希望日、病状を担当員に連絡していただくと、生活福祉一課・二課・三課から医療機関に医療券を交付することで医療扶助を受けることができます。

2. 続けて受診するとき

- (1) 直接、医療機関に行って受診してください。
- (2) 1か月以上医療機関を受診しなかったときは、もう一度、初めて受診するときと同じ手続きをしてください。

3. 夜間や休日に急病で受診するとき

- (1) 医療機関の窓口で保護を受けていることを伝えてください。

(2) 必ず翌日（市役所の開庁日）に初めて受診するときと同じ
手続きをしてください。

4. その他注意事項

(1) 入院・退院の場合は必ず担当員に連絡してください。

(2) できるだけ近くの医療機関を受診してください。また、同じ
病気で2つ以上の医療機関を受診したり、むやみに医療機関を
変えたりしないでください。

(3) 生活保護を受けている方は、原則、指定医療機関を受診して
いただきます。

(4) 生活保護では、薬は原則、後発医薬品（ジェネリック医薬品）
と決められています。



5. 施術の給付について

施術（柔道整復、あん摩・マッサージ、はり・きゅう）は、医
療機関の受診と手続きが異なります。事前に担当員にご相談くだ
さい。

(1) 柔道整復（接骨院・整骨院）が受診できるとき

① 打撲又はねんざの手当（スポーツでのねんざなど）

② 脱臼又は骨折の応急手当

③ 応急手当以外の脱臼又は骨折の手当（医師の同意が必要）

※①又は②に当てはまらないときや、当てはまるかがわからない
ときは、担当員までご相談ください。

(2) その他の施術について

あん摩・マッサージ、はり・きゅうを医療扶助で受ける場合
は、事前の申請と医師の同意が必要です。

たんとういん

担当員（ケースワーカー）とは

福祉事務所にはケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。

担当員は、生活保護制度を正しく利用していただくため、あなたの家庭の生活状況や収入等を調査したり、いろいろな相談に応じるために、ときどきあなたのお住まいや入院（所）先を訪問します。個人情報（こじんじょうほう）は固く守ります。

みんせいいいん じどういいいん

民生委員（児童委員）とは

民生委員は厚生労働大臣の委嘱（仕事を任せること）を受けた非常勤の公務員です。

福祉事務所と協力し、生活保護以外にも児童・母子・障がい者・高齢者に関する問題など社会福祉全般にわたり相談を受けています。個人情報は守られますので、安心してご相談ください。



わたしの地区の民生委員

じゅうしょ
住所

なまえ
名前

でんわ
電話



ぎふしふくしじむしょ せいかつふくしいっか に か さんか
岐阜市福祉事務所 生活福祉一課・二課・三課

〒500-8701

ぎふしつかさまち ばんち ぎふしやくしょ かい
岐阜市司町40番地1（岐阜市役所 3階）

TEL(058)265-4141

ちよくつうでんわ
（担当員直通電話）

たんとういん
担当員